

家庭の環境アクション推進事業助成金交付要綱

(制定) 令和 7 年 4 月 25 日付 7 都環公地温第 836 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、家庭の環境アクション推進事業実施要綱（令和 7 年 3 月 4 日付 6 環気地第 251 号。以下「実施要綱」という。）第 5 1 に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する家庭の環境アクション推進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

(助成対象事業者の要件)

第 3 条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、実施要綱第 4 2（1）のとおり、エネルギー小売事業者であって、実施要綱第 4 1（1）の公募に参加し、実証事業が採択された事業者等とする。また、家庭の環境アクション推進事業助成対象者募集要領（令和 7 年 4 月 25 日付 7 都環公地温第 836 号。以下、「募集要領」という。）4 に規定する要件を全て満たすものとする。

以下、「募集要領 4 応募者の要件」より抜粋

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 日本国内に拠点を有していること。←② 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）が予定の期間内に完了できる能力を有していること。←③ 地方自治法地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。←④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。←⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。←⑥ 反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。←⑦ 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。←⑧ 都からの指名停止措置を講じられている者でないこと。←⑨ 税金の滞納をしていないこと。←⑩ 過去の業務その他の事情において、都が本助成金の交付にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。←⑪ 応募主体者が連携事業者とコンソーシアム等を組み、共同して本事業を実施する場合には、連携事業者も上記の③から⑩の要件をすべて満たすこと。← |
|--|

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、実施要綱第4 2 (2) に規定する事業とする。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 2 (3) 及び募集要領3 (3) に規定する経費とする。

(助成金額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 2 (4) 及び募集要領3 (4) に規定する金額とする。

(助成金の交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする者は、実証事業が採択されてから概ね1か月以内に、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、助成事業実施計画書（第3号様式）の他、別表1に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請において、助成対象事業者が連携事業者とコンソーシアム等を組み、共同して本事業を実施する場合には、連携事業者と共同で申請しなければならない。

3 この要綱の規定により申請書等を公社へ提出する場合に、前項の規定を準用する。

(助成金の交付決定)

第8条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金に係る予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前条第1項の申請をした助成金対象事業者に対し、前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本助成金の交付決定通知を受ける助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）及びコンソーシアム等を組む場合の連携事業者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

一 助成事業者及び連携事業者（以下「助成事業者等」という。）は、この要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受け

た当該助成対象事業をいう。以下同じ。)により取得し、整備し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

- 二 助成事業者等は、公社が第 13 条又は第 22 条第 1 項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- 三 助成事業者は、公社が第 24 条第 1 項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第 25 条第 2 項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 26 条第 2 項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 四 助成事業者等は、公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- 五 助成事業の実施に当たり、この要綱の他、関係法令等を遵守すること。

2 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前項に掲げるもののほか、助成対象者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付することができるものとする。

(契約等)

第 10 条 助成事業者等は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収その他の方法により、競争に付さなければならない。ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合等、公社が認めた場合はこの限りでない。

(事業開始に伴う届け出)

第 11 条 助成事業者等は、第 8 条第 2 項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から速やかに、助成事業に着手しなければならない。ただし、公社が認める場合はこの限りでない。

2 助成事業者等は、交付決定日から速やかに、助成事業開始届出書(第 6 号様式)を公社に提出しなければならない。ただし、公社が認める場合はこの限りでない。

(申請の撤回)

第 12 条 助成事業者等は、第 8 条第 1 項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第 2 項の本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書(第 7 号様式)を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第 13 条 公社は、本助成金の交付決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決

定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

第 14 条 助成事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第 8 号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、事業の目的及び効果に影響を与えない軽微な変更については、この限りでない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

- 2 公社は、前項の規定による申請を受け、その内容が妥当であると認める場合は、当該申請に係る変更を承認するものとする。ただし、助成対象経費の増額は承認しないものとする。
- 3 公社は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に対し、助成事業計画変更承認通知書（第 9 様式）により、当該助成事業者へ通知するものとする。
- 4 公社は、第 2 項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(助成事業者情報等の変更に伴う届出)

第 15 条 助成事業者等は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに助成事業者情報等の変更届出書（第 10 号様式）を公社に提出しなければならない。

- 2 前条第 1 項ただし書に規定する軽微な変更については、前項の規定を適用する。

(助成事業の承継)

第 16 条 助成事業者等の地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は契約による連携事業者への所有者移転に限る。）が行われた場合において、助成事業者等の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継承認申請書（第 11 号様式）を公社に提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、助成事業承継（承認・不承認）通知書（第 12 号様式）により、承継者へ通知するものとする。
- 3 公社は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第 17 条 助成事業者等は、第 8 条第 1 項に規定する交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継（前条の場合を除く。）させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合この限りではない。

(助成事業遅延等の報告)

第 18 条 助成事業者等は、第 7 条第 1 項の規定により提出した助成事業実施計画書又は第 14 条第 1 項の規定により提出し、同条第 2 項の規定により承認を受けた助成事業計画変更申請書の内容に基づき助成事業を進捗させるよう努めなければならない。

2 助成事業者等は、やむを得ない事由により助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに助成事業遅延等報告書（第 13 号様式）を公社に提出しなければならない。

3 公社は、前項の助成事業遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者等に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(助成事業の中止又は廃止の報告)

第 19 条 助成事業者等は、やむを得ない理由により助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに助成事業中止（廃止）申請書（第 14 号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る助成事業の中止又は廃止を承認するものとする。

3 公社は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に対し、助成事業中止（廃止）承認通知書（第 15 号様式）により通知するものとする。

4 公社は、第 2 項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(実績の報告)

第 20 条 助成事業者等は、助成事業が完了したときは、令和 8 年 12 月 21 日までに実績報告書兼助成金交付請求書（第 16 号様式）の他、別表 2 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出について、天災地変その他助成事業者等の責に帰することのできない理由として公社が認める場合にあっては、公社が認める期限までに行うものとする。

3 第 1 項の規定による実績の報告について、都又は公社は、助成事業者等と協議の上、助成事業者等の名称、事業名称、助成事業の成果等を公表し、また助成事業者に発表させることができるものとする。

4 助成事業者等が成果を発表又は公開する場合は、事前に都及び公社に対し報告するものとする。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、本事業の結果得られたものであることを明示することとする。

(助成金額の確定及び助成金の交付)

第 21 条 公社は、前条第 1 項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第 8 条第 1 項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金額確定通知書（第 17 号様式）により通知し、本助成金を支払うものとする。

2 前項の規定により確定する本助成金の額は、第 8 条第 2 項の交付決定通知書に記載した交付決定額（変更された場合にあっては、変更された後の額）と助成金の実績報告額のいずれか低い額とする。この場合において、本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付決定の取消し）

第 22 条 公社は、助成事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 8 条第 1 項の規定による本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- 三 本事業に係る都又は公社の指示に従わなかったとき。
- 四 助成事業者等（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- 五 前号に掲げる場合のほか、暴力団排除に関する誓約書に規定する事項に一つでも該当するに至ったとき。
- 六 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 公社は、前項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者に対し、助成金交付決定取消通知書（第 18 号様式）により通知するものとする。

3 公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、特に必要があると認めるときは、当該助成事業者等の氏名又は名称及び取消しに係る事由の内容を公表することができるものとする。

（不正手続等に対する措置）

第 23 条 公社は、助成事業者等が、偽りその他の不正の手段によりこの要綱に規定する手続を行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該助成事業者等に対し、次の措置を講じることができる。なお、助成事業者等から業務を受託した者が不正手続等を行った場合においても、当該助成事業者等が当該業務を受託した者と共に不正手続等を行ったものとみなして本条を適用する。

- 一 第 8 条の規定による本助成金の不交付の決定、前条の規定による交付決定の取消し、次条の規定による本助成金の返還及び第 25 条の規定による違約加算金の納付の請求。

- 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- 三 名称、代表者の氏名及び不正内容を公表すること。

(助成金の返還)

第 24 条 公社は、助成事業者等に対し、第 13 条又は第 22 条第 1 項の規定により取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、助成金返還請求通知書（第 19 号様式）により期限を付して本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、本助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 助成事業者等は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 20 号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第 1 項に規定する違約加算金及び第 26 条第 1 項に規定する延滞金を請求した場合に準用する。

(違約加算金)

第 25 条 公社は、第 22 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第 1 項に規定する返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項に規定する違約加算金の納付の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

第 26 条 公社は、助成事業者に対し、第 24 条第 1 項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項に規定する延滞金の請求を受けたときは、公社が指定する期限までに、これを公社に納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

第 27 条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産の管理及び処分)

第 28 条 助成事業者等は、取得財産等を、法定耐用年数の期間において、善良なる管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ることとし、処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 助成事業者等は、法定耐用年数の期間に、取得財産等の所有者を変更しようとする場合は、次の各号のとおり、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。

なお、この場合において、助成事業者等における本助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は、当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」という。）に移転するものとし、当該変更後は、当該条件、義務等に係るこの要綱の規定中「助成事業者等」とあるのは、「変更後所有者」と読み替えて、当該各規定を適用する。

一 助成事業者等は、当該変更後所有者と共同で、速やかに所有者変更承認申請書（第 21 号様式）を公社に提出しなければならない。

二 公社は、前号の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る所有者の変更を承認するものとする。

三 公社は、前号の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に対し、所有者変更承認通知書（第 22 号様式）により通知するものとする。

3 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものの処分をしようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第 23 号様式）により公社の承認を受けなければならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合及び天災地変その他助成事業者等の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

4 公社は、前項の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、当該助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「処分に係る算出金」という。）を財産等の処分に係る納付額通知書（第 24 号様式）により請求するものとする。

5 助成事業者は、前項の規定により処分に係る算出金の請求を受けたときは、公社が指定する期限までに、これを公社に納付しなければならない。

(助成事業の経理)

第 29 条 助成事業者等は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 助成事業者等は、前項の書類について、第 20 条第 1 項の規定により実績報告書兼助成金交付請求書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から前条第 1 項に規定する財産の処分の期間まで保存しておかなければならない。ただし、天変地変その他助成事業者等の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りではない。

(調査等)

第 30 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者等に対し、助成事業に関する報告を求め、助成事業者等の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 助成事業者等は、前項の規定により報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(指導・助言)

第 31 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者等に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報等の取扱い)

第 32 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う助成金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

- 2 公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者等が都、国及び他の地方公共団体等から交付される助成金その他の給付金の額に係る情報を都、国及び他の地方公共団体等と協議の上、当該都、国及び他の地方公共団体等から収集することができる。
- 3 前 2 項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 33 条 本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 34 条 本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。

なお、電子署名規程（令和 5 年 11 月 24 日付 5 都環公総総第 569 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。

3 通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等を行うことが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

(その他)

第 35 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

2 この要綱から明確に判断できない事項や解釈に疑義が生じた場合は、その都度公社が判断し、都と協議した上で対応方法を決定するものとする。

附 則（令和 7 年 4 月 25 日付 7 都環公地温第 836 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 25 日から施行する。

別表1 交付申請に必要な提出書類（第7条関係） ○：提出必須 △：該当する場合は提出

No.	提出書類	提出要否	備考
1	助成金交付申請書（第1号様式）	○	
2	誓約書（第2号様式）	○	
3	助成事業実施計画書（第3号様式）	○	
4	法人登記に係る登記簿謄本写し(現在事項全部証明書)	○	発行後3か月以内のもの
5	会社・団体概要	○	任意の様式にて作成すること
6	見積書	△	・複数者分提出すること ・助成対象事業について、既に公社に見積書を提出している場合は提出不要
7	その他公社が求める書類	△	コンソーシアム等を組む場合は、連携事業者の誓約書（第2号様式）、登記簿謄本（発行後3か月以内）、申請事業者と連携事業者の実証事業に係る契約等

別表2 実績報告時に必要な提出書類（第20条関係） ○：提出必須 △：該当する場合は提出

No.	提出書類	提出要否	備考
1	実績報告書兼助成金交付請求書（第16号様式）	○	
2	成果報告書	○	任意の様式にて作成すること
3	振込口座が確認できる資料	○	通帳等の写し
4	助成対象事業の実施に係る経費が確認できる書類	○	発注書、注文請書、請求書、領収書等
5	その他公社が求める書類	△	